

みんなでやろうよ！ワンヘルス宣言事業者実践事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 みんなでやろうよ！ワンヘルス宣言事業者実践事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、福岡県ワンヘルス推進基本条例（令和3年福岡県条例第1号）第16条の規定に基づき、ワンヘルスの推進に取り組む旨を宣言し、県が登録した事業者（以下、「ワンヘルス宣言事業者」という。）が別表1のワンヘルス未来会議から県に対し提案された6つの身近なワンヘルスの取組を踏まえ、地域と一体となって行うワンヘルスの実践活動を支援することで、県民一人ひとりが自分ごととしてワンヘルスに取り組むことを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、ワンヘルス未来会議から県に対し提案された6つの身近なワンヘルスの取組を踏まえ、ワンヘルス宣言事業者が地域と一体となって行うワンヘルスの実践活動に関する事業に要する経費のうち、別表2に掲げる知事が認める経費（以下、「補助対象経費」という。）とする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象としないものとする。

- (1) 補助事業と同一内容の事業について、県又は他の公的機関から補助金の交付若しくは委託を受けているとき、又は将来補助金の交付若しくは委託を受けることが確定しているとき
- (2) 補助事業を実施する事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員に該当する場合
- (3) 補助事業を実施する事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第二号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表2に定めるところによる。

(交付の条件)

第5条 知事は、この補助金の交付の決定に当たっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業内容の変更をする場合又は事業を中止し、若しくは廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間を経過するまでの間は、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、

譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと

- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること
- (5) この補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備し、当該事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと

(交付申請)

第6条 この補助金の交付を申請しようとする者（以下、「交付申請者」という。）は、様式第1号に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者調書（様式第1号の2）
- (2) 役員名簿（様式第1号の3）
- (3) 事業計画書（様式第1号の4）
- (4) 暴力団排除に係る誓約書（様式第1号の5）
- (5) 補助対象経費に係る根拠資料（見積書等）

(交付決定)

第7条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出を受けた場合には、県が設置する審査委員会においてその内容及び額について審査し、適当であると認めたときは、補助金を交付決定し、交付申請者に通知するものとする。

(変更申請手続)

第8条 交付の決定を受け補助事業を行う者（以下、「補助事業者」という。）は、この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、あらかじめ知事に協議の上、様式第1号により第6条に定める申請手続きに準じて、補助金変更交付申請手続きを行うものとする。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りではない。

(事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ様式第3号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(補助金の支払請求)

第10条 補助事業者は、この補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、様式第4号により請求書を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について支払いを行うものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から1月を経過した日又は補助金交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第5号及び第6号による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を減額して、様式第7号による

報告をしなければならない。

(額の確定)

第12条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助対象経費の実支出額の2分の1と交付決定額のいずれか低い額により、補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は補助事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下、「検査等」という。）ができるものとする。

3 補助事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

(補助金の返還)

第13条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずることができる。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について知事の要求があったときは、速やかに様式第9号により知事に報告しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月17日から施行し、令和8年度から令和10年度までの補助金について適用する。

別表 1（第 2 条関係） ワンヘルス未来会議から県に提案された「6 つの身近なワンヘルスの取組」

取組の 種類	提案内容 (6 つの身近なワンヘルスの取組)	背景・目的	周知・広報戦略（例）	期待される効果
1	動物に触れる前と後は手を洗おう！	動物との接触前後に行う「手洗い」を感染症予防の基本として定着させるため、リスク理解を促しつつ徹底指導を行う。	ポスター・チラシに加え、SNS で興味喚起動画を投稿し若年層へアプローチ。	適切な予防行動（手洗い・ワクチン）の定着、ヒトと動物双方の命を守る意識向上。
2	ワンヘルシン（ワンヘルス認証商品）を食べよう	減農薬・省エネ基準の「ワンヘルス認証商品」を身近な選択肢とし、消費拡大と生産者支援を推進する。	スーパー店頭にて「日常の食卓に、ワンヘルスな一品を。」等の POP を掲示。	健康的な食生活の実現、ジビエ活用による生態系維持、地産地消による CO2 削減。
3	「てまえどり」を実践しよう！	食品ロス削減を身近なワンヘルス実践とし、賞味期限の近い商品を選ぶ「てまえどり」を推奨する。	既存啓発資材に「ワンヘルス界限からのお願い」等のキャッチコピーを追加。	食品ロス削減による資源有効活用、環境負荷低減、未来を担う世代への意識啓発。
4	「地元の食材を食べよう！」	地産地消を通じ、特別な準備なしで誰もが自然と環境への意識を持つライフスタイルを確立する。	公共交通機関・店舗へ「地元のごはん、あなたを救う。地球を救う。」等のポスター掲示。	輸送距離短縮による CO2 削減（脱炭素）、地元食材摂取による健康寿命の延伸。
5	「ペットボトルキャップ」を回収する	プラスチックごみ問題への関心を高め、資源循環への参加を促す。	「ワンヘルスあたりまえ体操（動画）」の制作と SNS・テレビ CM 展開、QR コード活用。	資源循環意識の向上、マイクロプラスチック被害の抑制、全世代的な認知拡大。
6	ゴミの分別を徹底しよう	既存のゴミ分別にワンヘルスの視点を加味し、追加コストなしで行動変容を促す。	自治体配布の分別表にキャッチコピーと「ゴミ分別→健康」の図解を追加。	既存の分別ルールを活用するため、新たな設備投資や住民への追加負担なく即座に実施可能。

- ・ 交付要綱第 2 条（交付の目的）及び第 3 条（交付の対象）の「6 つの身近なワンヘルスの取組を踏まえ」にあるとおり、本表の 1 ～ 6 の取組のうち、1 つ以上の取組を事業に組み込むこと。
- ・ 「周知・広報戦略（例）」は、あくまで例示である。したがって、補助事業者の判断において、自由な発想でより効果的な方法を実施しても差し支えない。

別表 2（第 3 条、第 4 条関係）

補助対象経費	補助金の額
ワンヘルス未来会議から県に対し提案された 6 つの身近なワンヘルスの取組を踏まえ、地域と一体となつて行うワンヘルスの実践活動に関する事業に係る経費。 経費の内訳は、印刷製本費、デザイン費、広報媒体費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費とする。	補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、1 事業者につき 3 0 0 千円以内とする。

補助対象となる経費は、本事業の実施に必要となる経費であつて、本事業の実施のために使用したことが明確に区分できる経費とし、以下の経費については補助対象としない。

- ① 交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したもの、または事業期間終了後に納品、検収等を実施したものに係る経費
- ② 光熱水費、通信費、従業員の人件費及び旅費など、日常的に発生する経費
- ③ 汎用性があり、目的外使用になり得る備品、設備の購入等に要する経費
- ④ 上記のほか、知事が本補助事業の目的として適当でないと認める経費